

神奈川県剣道連盟 第11回幹部会議(合同)

日 時：令和7年2月6日（木） 13：00～16：50

場 所：県立武道館 大会議室

出 席：幸野会長 野見山副会長 佐藤副会長 小山理事長 大久保副理事長

（令和7・8年度幹部・役員予定者）

野見山氏 佐藤氏 吉村氏 小山氏 飛知和氏 上野氏 高野氏 伊藤氏 滝澤氏
事務局：石神事務局長、高田副事務局長

欠 席：宮崎^正副会長、笠村副会長、澤部副会長、宮崎^史副理事長、松原氏、吉野氏

1. 開会

現幹部と次期の幹部、役員予定者の合同で開催した

2. 会長挨拶

〈幸野会長〉

皆さん、お忙しいところありがとうございます。今日はいろいろ議題がありますが、よろしく願います。

3. 議 題

【報告・確認事項】

(1) 神奈川県称号審査会について

(2) 剣道四・五段審査会について

(1)、(2) について

〈滝澤先生〉

称号審査、四・五段審査の受審者が前回に比べ減少している、特に称号審査は異常な数字と思われる。

〈小山理事長〉

この件に関しては再度確認をし、その結果を次回報告します。

（確認：年単位で検討すると受審者数は大きな減少となっはいなかった）

(3) 剣道形講習会について

・特記事項無し

(4) 剣道六・七段受審者講習会について → 協議事項あり、後述

(5) 第23回神奈川剣道祭について → 協議事項あり、後述

・剣道形は、打太刀は有馬先生、仕太刀は辻山先生

・組合せは2月7日14時から県連事務所で実施

(6) 剣道三段以下剣道形講習会の開催について

(7) 第41回剣道八段受審者研修会について

(8) 第64回東京剣道祭について

- ・(6)～(8)について特記事項無し

(9) 県スポーツ協会 令和6年度加盟団体代表者会議の開催について 資料 1

- ・野見山先生が出席予定

(10) 県審議会について

- ・2月20日県連事務所で実施

【審査会結果】

- ① 杖道審査会合格者 特記事項無し

【大会結果】

- ① 第34回全国高校剣道選抜大会県代表選考会 特記事項無し

【協議事項】

1) 令和7年度五段以下昇段審査学科問題について 資料 2

文字修正し、承認

2) 剣道六・七段受審者講習会について(本部役員、講師人数、会場数)

- ・受講者数が少ないので、1会場・講師3人で実施することとする。

最後の《会長からの報告事項》参照

3) 2/11 横須賀三段以下審査会の審査委員長と、2/15 剣道称号県審査会の審査員(2名)について

- ・横須賀審査の審査委員長は澤部先生を佐藤先生に変更。
- ・称号県審査会の審査員(2名)の変更は、明日(2/7)午前中に決める。

最後の《会長からの報告事項》参照

4) 神奈川県剣道祭について(試合方法、来賓、謝金) 資料 3

- ・八段の部、64歳以下の立合は試合とし試合時間は3分とする。65歳以上の立合は拝見とする。
- ・来賓は、福本先生、網代先生、伊藤^副先生、篠塚先生、平井先生、県副知事・首藤先生。
- ・5～7段の部の試合は高齢者から始めることとするが、最高齢者含む数組の試合は、数試合終わった後に、早い時間帯で実施。
- ・女性は出来るだけ女性同士で試合ができるように組合せをする

5) 県称号審査会要項の一部修正について 資料 4

- ・審査会要項の教士号の受審資格④指導歴を提出の個所に『支部会長の承認が必要』と記載されているが、指導歴を会長が承認する必要はないのでこの部分を削除する。

それに伴い、受審をすることに対して支部会長が承認をするという意図が伝わる個所に『錬士・教士申告書に支部会長の承認を受ける』と記載する。(文言は「承認」に統一する。)

6) 各都県剣道連盟における財政調査について(お願い) 資料 5

- ・埼玉県から関東の各都県連にきている財政調査の願いです。
- ・この調査の主旨を確認する必要がある。そして、結果のフィードバックがされるのなら回答することにする。

7) 第2回神奈川県たまご杯・ひよこ杯剣道大会への援助について 資料 6

(野見山先生から説明)

中学生の剣道大会で初心者も参加できるように「たまご(1年生から始めた)」「ひよこ(2年生から始めた)」と区分けして、中学から始めた子が試合に出れる機会を増やそうという大会。剣道への意識を高め、高校でも続けてもらうことを目的として、一昨年から相模原で取り組んでいます。令和7年3月15日に県単位の第1回大会実施予定(補助金申請なし)、引き続き第2回目として全県に広げて実施したいと考えていますが、非常に多額の費用(30万円)がかかるため、予算申請があったものです。

- ・この剣道大会については、主催や主管などの詳細をこれから詰めていくこととし、県連として援助する方向で考えることにする。

8) 法人移行後の委員会規則(案)追加について

(野見山先生から資料説明)

(9)事務局長会規則(案) 資料 7-1

(10)事務局規則(案) 資料 7-2

- ・以前に紹介した内容と大きな変更はない。

(11)資産および会計(案) 資料 7-3

- ・第5条では、事業の貸借対照表や損益計算書が明文化されている。この件に関しては、事務局担当の専務理事が対応する。専門的な部分も含まれるが、その他の点については現行と変わりはない。

(12)報酬に関する規程(案) 資料 7-4

- ・目的および報酬、報酬の控除については、以前説明した通り。
- ・報酬の源泉聴取に関しては基本的に必ず行うことになるが、例外として、支部係員・学生・模範演武を依頼する場合の謝金に関しては、丙欄を使用し源泉徴収はしない。また会議参加への支払いも少額との場合、同様の扱いとする。
*規約に「・・・謝金を支払うことができる」と表記しているが、「・・・支払う」に訂正する

(13)懲戒に関する規則(案) 資料 7-5

- ・第2条の(1)除名、(2)称号、段位の自主返納勧告、(3)会員資格停止の処分を県で決めた場合は、全剣連に報告し、全剣連が判断し、全剣連で処分を行うという形になる。
- ・(4)本法人および支部における役職就任資格の永久停止の処分は、会員資格の停止ではなく役職についてはいけないということで、段の受審や審査、審判はできるということになる。
- ・(5)本法人および支部における役職就任資格の停止、3ヶ月以上1年以内の処分は期限が付いたもの。
- ・(4),(5)に対して、支部の役職について云々するのは越権ではないかという意見が出るかもしれないが、これについては、法人は会員が社員なので社員が決定権を持っている、社員が最終的に決定権を持つ内容には、当然、法人の中にある支部もそれを守らなければならないと考えている。
- ・(6)戒告、(7)厳重注意(文書)、(8)注意(口頭)としている。

〈伊藤先生〉

定款上は会員の除名は総会で決議するとなっていたと思いますが、第3条は「理事会の決議を経て」となっています。確認をお願いします。

(定款確認 会員の除名は総会での決議事項となっている→文言変更)

(15)段位審査規則(案) 資料 7-6

- ・現在のものと変更なし

(16)級位審査規則(案) 資料 7-7

- ・現在のものと変更なし

委員会では基本的に委員長が議長を務める。

② 審判員選考委員会規則 資料 7-8

- ・大きな大会で長時間審判長席に着くのは大変なので、場合により第7条で副審判長を置くことができるようにしている。

④ 総務委員会規則(案) 資料 7-9

- ・所掌は(1)~(4)となる。
- ・基本的には非常に重要な案件を扱うところ。

⑤ 倫理委員会規則 資料 7-10

- ・規約を実践順守するのは会員で、倫理委員会はそれを補佐する。
- ・会員でも機関でも、名前と所属を明らかにすれば、倫理委員会に訴えることができる。
- ・他の委員会と違うところは、第4条の「2委員は、委員長が法曹関係者、学識経験者、本法人会員のうちから推挙する者を、会長が理事会の承認を得て、委嘱する。」と「3委員長、委員は会員であることを要さない。」の個所。

⑦大会委員会規則 資料 7-11

- ・大会委員会は、大会を運営するためのもので大会を計画し実施する。
- ・現在、会場の設営は事務局主導でやっているが、事業記録をきちんとすることによって、事務局員が新しく変わっても、委員が新しく変わっても、誰がやっても大会運営や会場設営ができるようにしたい。これは権限が一人のひとに集まらないことにもなり、ハラスメントを防止することにもつながる。

⑨普及・指導委員会規則（案） 資料 7-12

- ・委員長1人、副委員長2人の3名の少人数でやってもらうが、審査委員会、審判委員会、女性部会と横のつながりが必要である。

⑩強化委員会規則 資料 7-13

- ・現在、実施している内容と同じ。

⑪医療安全委員会規則（案） 資料 7-14

- ・現在、実施している内容と同じ。

⑫将来構想剣道人口検討部会規則 資料 7-15

- ・中体連が活性化すればいいだけではなく、同様に、道場連盟が活性化をするだけではなく、全ての人たちに共通したものを検討して、剣道をする人が増えるということが最終的目的となる。

⑬将来構想事務庁舎検討部会規則（案） 資料 7-16

- ・庁舎の問題ですが、大変厳しくなっている。購入を前提にせず、移転も視野に入れて継続して検討していく。

⑭将来構想学校教育検討部会規則 資料 7-17

- ・学連、高体連、中体連での事業協力という形で、人口減少問題解決に協力してもらう位置づけとなる。

⑯総務委員会女性部会規則 資料 7-18

- ・女性剣士の増加と活躍を目的している。
- ・七段の先生方に対し、女性の剣道活性化のためには何が必要かという内容でアンケート調査を行い、委員会の活動につなげていく。

〈小山理事長〉

資料7-1から資料7-17までは、1/13の事務局長会議（支部理事合同）で諮ることになります。

〈滝澤先生〉

規則書があるということを、きちんと知らしめておかないといけません。

9) 一般社団法人神奈川県剣道連盟組織図(案)について 資料 8

- ・一般社団法人は社員である会員が1番権限を持つ組織なので、会員と会員の代表である最終的な決定権を持つ代議員会が1番上となる。
- ・その下に、理事会と支部長会があり、承認を得た会長が幹部会と拡大幹部会に諮りながら、下の専門委員会の協力を得て、神奈川県剣道連盟を動かしていく。
- ・監事は、理事会、会長、幹部会、拡大幹部会、各専門委員会に対して常に目を光らせて、特に内部的な問題の受け入れ口として、不正なことを正す役割がある。

〈伊藤先生〉

組織図に事務局長会が入っていないのですが？

〈野見山先生〉

理事会、支部長会を支部にまとめてしまえば、そこに全部入ってしまうので、それでもよいかとは思いますが、その方がわかりやすいでしょうか。

会員・代議員会から出来上がるのが支部になります。ただし支部は会員・代議員会という塊ではなくて、それが分割されたのが支部になります。

それで、その支部の中で、最終的には代議員会で選ばれたのが、執行機関である会長と幹部会議、拡大幹部会議、事務局という塊、その下に専門委員会があるという形をしています。ですから、あえて事務局長会を入れるなら、理事会、支部長会のところなのですが、いかがでしょうか。

〈伊藤先生〉

定款には事務局長会議と拡大幹部会議は載っていません。定款に載っている内容で考えると事務局長会は入れなくていいし、拡大幹部会も定款に載ってない会議なのでどうなのかなと思います。あと専門委員会は全部載っていますから、専門委員会を設置することができます。

〈野見山先生〉

今までの意見をまとめると、1番上が会員と代議委員会で、その下に支部というタイトルをつけて、支部の中にかっこで括り、支部長、理事、支部事務局長を入れれば、会議の姿としてはわかりやすのではないのでしょうか。

時間がかかりそうなので検討させていただきます。

10) 法人役員・委員(案)について 別紙1

- ・事務局長の下に置く広報部会は、ほぼ内定しているが、まだ公表にいたっていない。
- ・広報部会の役割はこれまでは大会の記録が主であったが、これからはホームページの管理・運用を主としたい。
- ・現在交渉している方の承諾が取れば、現在契約している所を解除して、自分たちでホームページを自由に操作できるようにしたい。

- ・大会の記録は大会委員会に任せるのか、広報部会で引き続き担当するのかは、まだ検討中である。

〈小山理事長〉

- ・事務局長と広報部会以外は前回の理事会で承認された内容となっています。

11) 令和7・8度 指定審査員・指定審判員報告について 資料 9

12) 平成7度理事会・幹部会の開催予定について 資料 10

- ・理事会は二カ月に1回で、そのうち6月は社員総会、10月は支部長との合同、2月は支部事務局長の合同とする。
- ・理事会は基本的には年6回の開催であるが、大きな議題がないときは、メール配信で代用する運用も検討している。
- ・1月に新年会を予定している。暑気払いは実施しない。

13) 「法人設立記念式典」について

- ・「法人化記念式典」という名称で、4月に開催する予定。
- ・出席の対象範囲と費用の負担（全額県連負担か一部会費制にするか）については検討中

14) 令和7年度県連行事予定表（案）について 別紙2

- ・赤字の個所がまだ決定していない行事

15) 令和7年度剣道伝達講習会について 資料 11

- ・日程と場所が決定した。
- ・本部役員、講師、医師、本部係員はこれから決める。

4. その他

○神奈川武道会について

〈石神事務局長〉

- ・昨日（2/5）神奈川武道会が開催され、幸野会長とともに出席しました。（神奈川武道会は神奈川県武道連絡協議会が名称を変更したもの）

〈幸野会長〉

各競技団体の会長紹介の場で、今回の剣道連盟の件で、再発防止と、信頼される組織を作っていきますという話をしてきました。

○全県連 専務理事理事長会議について

〈小山理事長〉

- ・会議の開始前に、京都の高橋先生が1月にお亡くなりになったということで、全員で黙祷を捧げました。その後、石川県連盟から、震災時に全国の都道府県から温かい心遣いを受けたことへの感謝のお礼がありました。

- ・全剣連の講習会はこれまでの剣道形、審判法などに幼少年を加えるそうです。
- ・世界大会が令和9年に日本武道館で開催されます。世界大会の応援ということで『剣道世界大会応援クラブ』への協力の依頼がありました。
- ・東西対抗剣道大会が令和10年に神奈川で開催される予定です。
- ・武安全剣連元会長の本「武安義光追想集『武徳薫千載』」を購入していただきたいとの事です。
- ・宮坂先生から、新型コロナの感染とインフルエンザという内容でお話がありました。(資料)
- ・中谷専務理事から、最近の事例として、不祥事についての話がありました。

○そのほかの行事等について

〈小山理事長〉

- ・関東七県対抗剣道大会が7月20日(日)県立武道館で開催されます。各県に開催日程の連絡は済ませています。
- ・全剣連の育成中央研修会が3月15～16に開催されます。三崎先生が県の推薦で参加されます。実費交通費と1日8,000円の日当を支払います。

《会長からの報告事項》

1月23日の13時15分頃だったでしょうか、突然、笠村、澤部両氏が事務所に『会長を補佐できなかつたから辞任します。』という内容の辞任届を持ってきました。こちらもびっくりしてしまい、引き止める間も無かつたので、会って話を聞くこととしました。

2月1日に事務所に2人を呼び、話を聞きましたが、考え方は変わらないということでした。

私としては、『会長を補佐できなかつたから・・・』というところの『会長』は前会長なのか私なのか、第一に知りたいことだったので、それは両方だということでした。

私に非があつて、それを副会長として補佐できていなかつたから責任をとるといふことならわかりますが、そうではありません。私としては、補佐できなかつたのではなく、補佐する気がなかつたのではないかという気がしています。

この日、確認したら、笠村先生の辞任の理由は、副会長として会長を補佐できなかつたから、この責任を取つて、辞任届を提出したということです。1月17日の常任理事会で幹部への処分が決まつた。内容は口頭注意で、これは軽いのではないかという思いで発言したということです。誤解を招いたのであれば申し訳ない、残念だという風に言っていました。決定に異を唱えることでは決してありません。いまさら反論するものではないのですが、しかし色々考えてきたら、自分のけじめとして、連盟の会員にも説明がつかないので、副会長を辞任するべきだと判断しました、こういう風に言っています。

澤部先生については、笠村先生と同じく常任理事会の当日、会長がこれで処分が決定すると・・・。私は、決定するとは言わなかつた、皆さんの意見を得て、あとは皆さんの了解を得て、そして処分をしたいと言つたつもりです。

澤部氏はそういうことで、意見を述べよという話だったので、発言しました。それで、新聞報道の記事について確認したかった。つまり、元役員 32 名に不当報酬、本件を重く受け止め、(野見山副会長が)組織体制を一新したいっていう風に言っていましたけど、それをどういう風に(野見山)先生が思っておられるかということを知りたくて聞きました。それで、副会長の年数を述べたのは申し訳ありませんということを本人は言っています。

それで、副会長を辞任するというのを撤回する気はないか、気持ちに変わりはないかという確認をしたら、撤回する気はないということでしたので、この辞任を今日の日付(2月6日)で受理することに決めました。

そして2人は、副会長は辞任するけれどもその他の仕事はやると言っています。本人たちの気持ちはそういうことのようにです。

事の発端というのは、1月17日の常任理事会での発言が元になっています。あの日は前会長他3名の処分、それから我々幹部に対する処分の2点が議題だったのです。

これまで常任理事の先生方にはあまり発言の機会もなかったのですが、意見があったら忌憚のないところと言ったのですが、それは2つの議題に沿ってというつもりで言いましたけれど、やはり2人にすれば、これは軽いのではないかとか、これはどうなのだろうという気持ちがあったのでしょうか。

それで笠村氏は「幹部は責任をとって・・・」などとの発言に対して、滝澤先生から「みんなとは幹部とは」との質問が出て、突然だったのでしどろもどろで、本人はおそらく役員と幹部の区別がつかなかったのでしょうか。しかし、最終的には口頭注意という処分に、なんら不満は持っていない。

一方、もう1人の澤部先生は、野見山先生に、新聞報道のことを聞きました。「組織を一新して」というのはどういうことでしょうかという話になったから、ここはそういう話をする場ではない、野見山先生はちゃんと選挙で決まって、次の会長ということで、組織がその方向に進んでいるところで、それを聞いて何になるのだと思っています。

私は立場上、常任理事会での話が世間に出ないでほしいという気持ちなどで、色々話したり、忠告したりしましたが、考えてみると、ちょっと違うかなという風に思いました。だったら、やはり言った本人の口から、ここはこういうつもりで言ったのだけれど、誤解を招いてしまったという風に言うべきだと思って、それを期待していたのですが、これもなかなかそうもいかないうちに辞任届けを提出するという事態になりました。

それで、本人たちが言うには、退任するのは連盟の副会長、それ以外のことは責任をもってやっていきたいということです。これは本人たちの考えであって、先ほどの横須賀三段以下審査会の審査委員長など、それをどういう風に考えるかというのは、私の基準としては、副会長としてついた役については全部代わるべきだと思います。それ以外のものは、彼らが言うのもそうだなという感じもありました。

この問題にいつまでも関わってられないので、早くけりをつけて、すっきりしたいと思っています。

〈滝澤先生〉

辞めるのは副会長だけで他のことはみんなやりますってということですか？お2人はこの1年間、どれほど不規則な発言をしてきたか、どれほど皆さんの足を引っ張ったか、無駄な時間をどんなに使ったということの認識はまずないでしょう。ですから、今回のようなこの大事な時期に、あと数ヶ月で今期が終わる、あと数ヶ月で法人が発足するという時期に、このようなことを言い出す。それで、この間の選挙を全部無効にしろというようなことを言って、ではその後どうするのだと。(このことに謝罪を求められると)、副会長やめるといけど、残る任期、補充するのかもしれないのかも含めて、役員だったら、今こんなことを言う、こんなものを提出するというのはどんなに不利益なことがあるかというのは当然わかっているとみんな思っていますよ。

〈幸野会長〉

私は経過をそのまま報告しただけで、私には(お二人の考えは)理解できない。

〈小山理事長〉

会長から事実経過と辞任届の受理という話がありました。それでは、今後の役員等の問題の検討をお願いします。

〈伊藤先生〉

辞任届が出され受理された。それで、理由は、前会長と現会長の補佐ができなかったという理由で辞める。補佐できなかったという人は本部役員として出席はできないと思います。それと、横須賀の三段以下審査会の審査委員長と剣道称号審査会の審査員については、2人は責任を取って辞任されたことからすると、一般的には本人が辞退すべきだと思います。本来は2人が辞退すべきだと思いますが、本人がそれでもやるというのだったら、こちらか外すのが普通かなと思います。

〈幸野会長〉

先生の言われる通りですね。この組織の会長という責任のある立場でいうと、やはりそれ(副会長以外のことは続ける)は違う、二人の考えは二人の考えとして聞きましたが、こちらはこちらの考えがあって、組織としての答えを出せばいいのではないかと思います。

〈滝澤先生〉

お二人は副会長として、これまでの幸野会長の悩み、野見山副会長が寝る時間を割いて仕事を犠牲にした努力、伊藤委員長の委員会での努力を、1番近くで知っている訳です。そして、いよいよ最後の最後のあと残り数か月というところで、このような対応する。どこまで辞めなくてはいけなさを決めるのであれば、全剣連の役から何から全部の役を引いてもらうのがいいと思います。県の代表として表に出すなんて笑われます。

〈野見山先生〉

この問題は幸野先生に一任していたのですが、幸野先生が辞表を受理されましたので、本日をもってお二人は副会長を辞することになります。それで、副会長として就いている役はやめていただくことになるので、横須賀三段以下審査会の審査委員長、称号審査の審査員、六・七段受審者講習会の本部役員は外れることになります。

次に全剣連の理事と評議員については、理事は全剣連からの直接の委託なので、神奈川県がどうこういうものではありません。評議員については、3月の評議員会は出席届けがかわっているのですが、出席していいと思うのですが、その後については検討したいと思います。

先ほど会長からの発言にもありましたように、この問題に煩わされたくないで、次の理事会で会長から2人が辞める理由を簡潔に説明してもらい、あとは淡々と進めていかないといいません。

〈幸野会長〉

野見山先生が言われたように、近々ある全剣連評議員会は「出席」と連絡しているので、その後にといいと思います。

〈野見山先生〉

この件は全剣連専務理事に報告し、神奈川県は県として決めるということになると思います。

- ・笠村先生と澤部先生の辞任届は2月6日付けで受理する。
- ・2/11 横須賀審査会の審査委員長と2/24 六・七段受審者講習会の本部役員は佐藤先生に変更。
- ・2/15 称号審査の審査員は明日(2/7)午前中に決める

〈幸野先生〉

本日は4月からの幹部会の方と合同で開催しました。来月も合同で開催しますが、同時に進行ということで、共通の理解をもって進めていかないといいないと思いますので、よろしくをお願いします。

※次回幹部会議は、3月6日(木)13時より 於：県立武道館

(現幹部と新幹部の合同)

※次回事務局長会議は、2月13日(木)18時30分より 於：かながわ県民センター

(事務局長と支部代表理事の合同)

5. 閉 会

以上